

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：11401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01071

研究課題名（和文）フランス・アンジュー地方から見た百年戦争終結についての研究

研究課題名（英文）The End of the Hundred Years War from the Perspective of Angevin Principalities in the France

研究代表者

佐藤 猛（Sato, Takeshi）

秋田大学・教育文化学部・准教授

研究者番号：30512769

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 900,000円

研究成果の概要（和文）：一般的には、百年戦争は平和条約が締結されないまま、1453年に終結したとされる。この通説について、フランス諸侯の地方的利害という観点から再検討し、1444年のトゥール休戦協定について次の二つの点を明らかにした。諸侯はイングランド使節の出迎え、会合の設定、和平交渉に至るまで、休戦協定の締結過程に直接関わった。休戦協定の条文においては、(A)王と並ぶ休戦の当事者として諸侯のタイトルが明記され、(B)英占領地に位置する諸侯領の保護について補償された。戦争終盤においては、諸侯の多様な利害が和平交渉や実際に誓約された休戦協定に入り込み、そのことが最終的な和平締結を難しくしたとの展望を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1453年における百年戦争の終結に関しては、学術的には、なぜ平和条約が結ばれないまま、英仏間の戦闘が終息したのかに関して未解明な点が多い。これに対して、本研究では主戦場となったフランスの諸侯が有した多様な地方的利害が和平交渉に入り込み、そのことが平和条約の締結を難しくしたとの展望を示した。一般的には、特に高校世界史においては、百年戦争に終止符が打たれた理由として、ジャンヌ＝ダルクの登場やばら戦争など偶発的な出来事が重視されることが多い。これに対して、本研究は百年戦争がいかに終結し、近代を迎えたかという西洋近代の始まりについて、一般的な歴史像の修正に寄与するものでもある。

研究成果の概要（英文）：It is commonly accepted that the Hundred Years War ended in 1453 without any peace treaty. This research attempted to reconsider the common view from the perspective of the French princes and their provincial interests. The following points became clear about the Truce of Tours (1444). The princes were involved directly in preparations and settings of meetings and in negotiation with English ambassadors. In the text of the Truce, the titles of the princes were written as the parties after their king and his allied foreign kings. The principalities under the English occupation would be protected by the Truce. It is possible to consider that various interests of their principalities influenced the negotiation of peace and truce, and that as a result the conclusion of final peace turn out to be difficult.

研究分野：中世フランス史

キーワード：百年戦争 諸侯 トゥール休戦協定 アンジュー公 シャルル7世 ルネ

## 1. 研究開始当初の背景

1337年に勃発した英仏百年戦争が長期化した背景と構造については、終戦直後の16世紀以来、長く議論されてきた。そこでは、戦争の勃発に焦点を当てる原因論からの考察が一般的であった。現在では、仏南西部に広がるアキテーヌ公領についての英仏間の主従関係の問題が、数世紀前から対立の争点であったこと、及び当時の慣習では解決不能な仏王位継承権の問題が交渉材料に用いられたこと等が、一朝一夕では収まらない長期の戦乱を引き起こしたとされる(Bove 2015; 城戸 2010)。

これに対して、研究代表者は戦場となったフランス王国を対象として、14世紀中葉から15世紀中葉にかけて、同国の諸地域とこれらを治めた諸侯と呼ばれるその支配者達の動向に着目し、かれらの行動と対英戦争との関連性を究明してきた。具体的には、ベリー、ブルゴーニュ、アンジュー、ブルターニュ等の諸侯領が、仏王の対英政策と連動して拡充強化されたメカニズムを明らかにすることにより、諸侯の支配領域に内在する地方的利害が戦争のあり方に反映した結果、戦争が長期化したことを提唱してきた(佐藤 2012 単著)。

一方、15世紀中葉以降の戦争末期について、現状においては、戦争に終止符が打たれた理由として、ジャンヌ＝ダルクの登場やばら戦争等の偶発的な出来事が重視されることが多い。また、常備軍と恒常的税制を整備したフランスに対して、大陸統治に割く財力の限界を認識しつつあったイングランドという、両国の国力比較に終始する傾向も見られる。この結果、平和条約が結ばれないまま、法的には戦争状態が長引く中で、なぜ1453年以降、英仏間の戦闘が終息していったのかという「問い」自体が提起されることはなかった。長期化してきた戦争が、平和条約が結ばれないままになぜ終息に向かったのか、そのプロセスは未解明なままである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、百年戦争終結のメカニズムを、戦場となったフランス諸地方の変容のダイナミズムの中に位置付けて解明することであった。

14世紀中葉以来、フランス王の課税と英軍の進攻さらには占領に直面した諸侯層は、15世紀には分裂と内乱を繰り返し、その王権に対する影響力は戦争勃発時には想定されえなかったほど拡大した。かれらは、特にジャンヌ・ダルクのオルレアン解放とフランス王シャルル7世軍によるパリの奪還後、英仏間の和平交渉にいかなる影響を及ぼしたのか。

この問題を解明するために、具体的には、1.に記載した諸侯の支配領域に内在する地方的利害が戦争終息に対してどのように作用したかという観点から、フランスの諸侯層が、戦争終盤に至って英仏の外交関係にどのような利害をもちえたのか。その結果、英仏間での和平交渉や休戦協定の中に諸侯層の利害がどのように反映され、そのことが戦争の動向にどのような影響を及ぼしたのかを検討した。

検討対象は、フランス中西部に位置したアンジュー公国とその君主であるアンジュー諸公の動向に設定した。王族が治めたこの地方は、英大陸領とパリ盆地の狭間に位置し、英に対する仏王権の防波堤であった。ただし、後述する研究経過を踏まえて、研究期間後半においては、アンジュー公を含むフランス諸侯が、終盤戦において戦争(戦闘、休戦、平和を含む)の「当事者」として認識されたことの意義とその背景の解明を通じて、戦争終結のメカニズムを明らかにするとともに、研究の目的と方法を微調整した。

## 3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、研究当初は次の3つの方法、その後、微調整して計4つの方法を設定した。いずれにおいても、1453年以前の最後の英仏間条約であるトゥール休戦協定(1444年5月28日付け締結)を主要な研究対象とした。

〔方法1〕フランス諸侯層の和平交渉への関わりという観点から、かれらの実際の行動や交渉の成果であるトゥール休戦協定の関連文書を検討する。

➡下記4-①

〔方法2〕フランス諸侯が直接にイングランド王と有した関わりを明らかにするため、アンジュー公家とイングランド王家の婚姻締結の背景を分析する。

➡下記4-②

〔方法3〕トゥール休戦協定前後におけるフランス王周辺でのアンジュー公ルネの行動を明らかにするため、イングランドからのメーヌ伯領返還問題に関する王とのやり取りを明らかにする

- ➡コロナ禍のため、史料調査収集が困難となり、下記の方法を追加した
- [方法4] アンジュー公を含むフランス諸侯がトゥール休戦協定締結において、戦争の当事者としていかに認識されたかを証書・記録系および記述系の双方の史料から検討する。
- ➡下記4ー

#### 4. 研究成果

上記の3つの方法1, 2, 4に対応する形で、それぞれ以下のような研究成果を得た。

##### 15世紀中葉における和平交渉のプロセス

1444年、トゥール休戦協定が締結されるにいたった過程においては、従来の研究が指摘してきた以上に、フランス諸侯層が深く関わっていたことを明らかにすることができた。

本協定の関連文書として最も正確だと評価されているパリ・シャトレ裁判所記録集版に伝来する取決め内容のテキストでは、協定当事者として、フランス王とイングランド王とともに前者の同盟者として、ローマ王、スコットランド王、カスティリヤ王等の後に、フランス王国の諸侯層から、アンジュー公(シチリア王)、オルレアン公、ブルゴーニュ公、ブルターニュ公、ブルボン公、アランソン公、メーヌ伯が明記された。

このように表記されるにいたった事情を明らかにするため、1439年より北仏のグラヴリーヌ(仏・ブルゴーニュ側)とカレー(英側)の中間地点で行われた和平交渉の経過について、英仏の先行研究を踏まえて、英側書記による日誌と仏側の年代記等を分析した結果、仏側ではオルレアン公とブルゴーニュ公の役割が重要だったことが明らかとなった。そこで、フランス諸侯層の動向については、さらに1442年の仏中東部ヌヴェールにおける諸侯会合後の王への建白内容を分析対象に加えて考察した。

以上の結果、戦争後半期の英仏和平交渉では、二人の王及び王家だけではなく、フランス諸侯層らが使節の出迎えから、会合の設定、交渉に至るまで、休戦協定作成に直接関わっていることを明らかにすることができた。そもそも、休戦の交渉と締結の地として、ロワール河沿いのトゥールが選定されたこと自体に、その周囲に所領を有するアンジューとオルレアン、ヴァンドーム(ブルボン分家)、ブルターニュ等の諸侯層の領域支配への配慮が示されている。さらに、かれらの利害は休戦協定の条項にも入り込んだ。それは、諸侯層が領地を有する英占領地に関する条項や戦闘買戻金の処理についての条項について指摘することができる。こうして、和平・休戦交渉への諸侯層の地方的利害の流入が、平和条約の前提を複雑化させ、その締結の阻害要因となったとの展望を得ることができた。

##### アンジュー公家とイングランド王家の婚姻の背景

フランス諸侯層の地方的利害が仏王の対英政策に及ぼしたかという問題について、アンジュー公家を考察の中心に据えた場合、マルグリット・ダンジューとイングランド王ヘンリー6世の結婚の背景や締結意図の解明は避けて通れない。本婚姻は、に記載した1444年のトゥール休戦協定の締結に伴って成立したものであるということからも、不可欠の検討対象である。

休戦協定の締結以前より、イングランド側ではフランスとの和平推進派と戦争継続派の対立が続いていた。このうち、軍事的・財政的な劣勢を鑑みてフランスとの和平を進める勢力は、国王ヘンリー6世とフランス王シャルル7世の王女との婚姻締結を画策した。和平推進派はこの婚姻を通じて、有利な平和条約を引き出そうと考えた。しかし、当時フランス王女の中には婚姻ないし婚約済の者が多かった。そこで、王家分家から、当時シチリア王位を請求していたアンジュー公ルネの娘であり、フランス王シャルル7世妃マリーの姪であるマルグリットがイングランド王の妃として選ばれた。その際、マルグリットは結婚持参金として、20,000フランとマルカ島・メノルカ島をイングランド王家にもたらした。

アンジュー公ルネは、フランス王国内の所領を越えて地中海方面に進出する上で外交上、イングランド王家と友好関係を結ぶことに何らかの意義を見出したと考えられる。しかし、婚姻締結に関する史料の不足が判明した。くわえて、アンジュー公ルネのフランス王周辺での行動については(2.記載の方法3) コロナ禍のため史料調査・収集が困難となった。

このため、研究期間後半において、戦争の終盤戦において、アンジュー公を含む諸侯層が戦いや休戦の当事者としてどのように認識されていたかを明らかにする方向に計画を微調整した。そこから、百年戦争の終結プロセスに関する研究を進めた。

##### トゥール休戦協定の当事者としてのフランス諸侯

トゥール休戦協定においては、冒頭の協定当事者の記載中に、フランス王とその同盟者である各国王に続いて、アンジュー公(シチリア王)、オルレアン公、ブルゴーニュ公、ブルターニュ公、ブルボン公、アランソン公、メーヌ伯といった諸侯家門当主のタイトルが記された。つまり、

休戦協定における戦闘自製の地理的範囲を記す上で、該当地域の名称ではなく、その統治者が記された。このことから、研究一年目において明らかにできた和平交渉に対する諸侯層の関与を休戦協定の文言の中においても確認することができた。このことは、戦争の終盤における英仏和平交渉にフランス諸侯層の利害が入り込んだ端的な表れともいえる。さらに、こうした当事者としてのフランス諸侯という同時代の認識について、伝来する〔証書系史料〕と〔記述史料〕がこのことをいかに表現しているかを明らかにすることを通じて、その戦争終息との関連を考察した。

#### 〔証書系史料〕

トゥール休戦協定の関連文書・記録を伝えるパリ・シャトレ裁判所記録集は、本協定に関する4名のフランス側全権使節の名の下に残され、大きく次の3つの記録を含む。それらにおいて、戦争(休戦とともに和平を含む)の当事者として、フランス諸侯がどのように記載されたのかを分析し、次の点を明らかにした。その成果を文書・記録ごとに述べる。

##### (1) 全権使節による経緯説明文

経緯説明文は休戦協定の条文を簡略し、休戦が「国王陛下とその同盟者」と「イングランド王とその同盟者」のあいだで締結されたと記す。ここで、フランス諸侯層はその他の「同盟者」と一括して理解されている。一方で、この経緯説明文には、締結には至らなかったものの平和条約についても説明がある。そもそも、平和条約の締結は当時の教皇エウゲニウス4世によって要請されたものでもあったが、これについて、同説明文は「イングランドの甥(国王ヘンリー6世)との平和、結合、和合」と記している。つまり、「平和条約」の締結主体は国王と国王であり、ここに諸侯は入っていない。

##### (2) フランス全権使節への委任状

同記録集は、条約テキストの転記に先立って、4名のフランス全権使節への委任状(同年5月20日付、国王シャルル7世発給)を転記している。ここでは、全権使節が派遣されたそもそもの目的である平和条約の締結主体は「王」、「王国」、「臣民」と記された。上記の経緯説明文と比べると、「王国」と「臣民」が平和の締結者として認識されているといえる。他方で、委任状は休戦協定の作成・交渉の権能を全権使節に授与した際、協定の当事者を「王」、「王国」、「領地」、「領土」、「国ぐに」、「臣民」、「封臣」、「友人」、「同盟者」、「連合者」と記した。これらから分かるのは、少なくともフランスにおいては、休戦協定ならびに平和条約の当事者が、王を越えて、その王国や臣民にまで拡大されて観念されていたということである。ここで、フランス諸侯は「臣民」や「封臣」の一部に組み込まれて理解されていたと考えられる。

##### (3) 条約テキスト

全13項目が記され、最後に4名のフランス全権使節の名の下で、その内容が王によって誓約されること、さらに、王による誓約を記した開封王状が作成され、イングランド側に送られることが約束されている。その冒頭第1条において、休戦協定の当事者として、フランス王とその同盟者である各国王に続いて、アンジュー公(シチリア王)、オルレアン公、ブルゴーニュ公、ブルターニュ公、ブルボン公、アランソン公、メーヌ伯として、諸侯家門の当主のタイトルが記されたことは前述の通りである。その背景となった諸侯たちの具体的な行動についての研究成果は、に記載した。休戦協定の当事者に関する認識が、王から王国、同盟者としての王族諸侯から臣民へと拡張していたことがここで明らかになった。王族諸侯を含む「臣民」が休戦協定の当事者として観念されていたことにより、戦争の終結に際しては、諸侯をはじめとする多様な利害の調整が必要であったことが想定される。

#### 〔記述系史料〕

証書・記録系史料の表記を多角的に分析して、戦争当事者としての諸侯のあり方を解明するために、研究期間の5年目においては、主にトゥール休戦協定に関する記述史料を分析した。これを通じて、当事者認識の拡大という現象が年代記等でどのように表現され、そのことが戦争終息といかに関わっているかを考察した。具体的には、『パリ住民の日記』『アンゲラン・ド・モンストルレ年代記』『フランス王シャルル7世年代記』『マティユ・デスクシ年代記』等の年代記について、トゥール休戦協定そのものとともに、英仏間の紛争状態や和平、特にそれらの当事者がどのように記述されているかを分析した。

この結果、記述系史料では、証書・記録系史料における王・王国・同盟者・諸侯・臣民・領土等の列挙に対して、「フランスとイングランド」や「フランス王とイングランド王」の休戦として、簡略化される傾向があった。その中には、「フランス人とイングランド人」の休戦や和平というネーション意識の形成を指摘できるような表現も見られた。こうした記述史料での認識においては、戦争や休戦の当事者としての諸侯という表記は残されていない。その理由としては、

これらの記述史料が、諸侯が直接関わった和平交渉や協定作成の現場ではなく、そこから空間的にも時間的にも離れた場で生み出されたためと考えられる。さらに、そこでは、諸侯が王の「臣民」の一部に組み込まれて理解されていたと考えるのが妥当であろう。

以上より、戦争の終盤を画するトゥール休戦協定では、フランス諸侯層がイングランド使節の出迎え、会合の設定、和平交渉、協定締結に至るまで、直接関与するほど、かれらの多様な地域的利害が和平交渉や休戦協定に入り込む状況にあった。この結果、休戦協定の条文においても、王とその同盟者に次いで、諸侯が当事者として記された。当時の年代記作者は、締結された休戦ならびに目標である和平が、フランスとイングランドという王国と王国、さらには臣民と臣民のあいだで成立するものと記した。この際、「王国」や「臣民」と記された人々の最上層部には諸侯がおり、かれらの多様な利害が戦争終盤の和平交渉に入り込んだことが、平和条約締結を難しくしたとの展望を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 佐藤 猛	4. 巻 36
2. 論文標題 百年戦争勃発と北フランス都市防備の主導権争いーノワイヨン市壁修理訴訟の蒸し返しを事例にー	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏歴史学会会報	6. 最初と最後の頁 3-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 猛	4. 巻 75
2. 論文標題 中世後期アンジュー公国におけるルネ・ダンジューの奉仕者集団 ~ポーヴォー家~（2）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学	6. 最初と最後の頁 45-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 猛	4. 巻 22
2. 論文標題 1444年トゥール休戦協定の成立過程とフランス諸侯	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 関西大学西洋史論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 佐藤 猛
2. 発表標題 百年戦争は誰のための戦いだったのか ~ 和平関連文書における当事者表記 ~
3. 学会等名 中世ルネサンス研究所第31回研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐藤猛
2. 発表標題 合評会 上山益己『中世盛期北フランスの諸侯権力』大阪大学出版会、2021年
3. 学会等名 関西中世史研究会 1 2 月例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐藤猛
2. 発表標題 百年戦争勃発と北フランスにおける都市掌握 ノワイヨンの市壁修理問題から
3. 学会等名 フランス史研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 佐藤猛
2. 発表標題 14世紀フランスにおける訴訟と嘆願 ~ 百年戦争開戦時のノワイヨン城壁をめぐる紛争から ~
3. 学会等名 中世フランス国家史研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 佐藤猛
2. 発表標題 トゥール休戦協定と百年戦争の当事者認識
3. 学会等名 中世フランス国家史研究会
4. 発表年 2024年

## 〔図書〕 計4件

1. 著者名 佐藤 猛・佐々木 千佳	4. 発行年 2022年
2. 出版社 秋田文化出版	5. 総ページ数 183
3. 書名 ペストの古今東西：感染の恐怖、終息への祈り	

1. 著者名 堀越宏一編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 清水書院	5. 総ページ数 399
3. 書名 『侠の歴史』（西洋編下）（担当：分担執筆，範囲：「エティエンヌ・マルセル」）	

1. 著者名 佐藤猛	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央公論新社	5. 総ページ数 286
3. 書名 百年戦争 中世ヨーロッパ最後の戦い	

1. 著者名 佐藤猛・佐々木千佳・羽田 朝子・長谷川章	4. 発行年 2023年
2. 出版社 秋田魁新報社	5. 総ページ数 175
3. 書名 行き交い、集う人々ー感染症×文系カー	

## 〔産業財産権〕



〔その他〕

百年戦争 英仏間の百年戦争終結の定説に挑む  
<https://www.sekaiwokaeyo.com/theme/12475/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------